

そば認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、道産食品独自認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める認証基準のうち、生そば及び干しそばに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
生そば	そば粉及び小麦粉を主たる原料とし、これに水を加えてねり合わせた後、製めんしたもので、そば粉の割合が50%以上のものをいう。
干しそば	そば粉及び小麦粉を主たる原料とし、これに水を加えてねり合わせた後、製めんし、乾燥したもので、そば粉の割合が70%以上のものをいう。

第3 主たる原材料

主たる原材料はそば粉及び小麦粉とし、それぞれ道産の玄そば及び小麦から生産されたものとする。

なお、玄そば及び小麦は、生産地及び品種の確認ができるものとする。

第4 表示

製品の容器又は包装の表示方法については、法令、要綱及び認証マーク表示基準の規定によるもののほか、次の定めによるものとする。

- 1 玄そば及び小麦の生産地名について、次のいずれかにより表示すること。
 - (1) 北海道
 - (2) 市町村その他一般的な地域名
- 2 そば粉の使用割合を表示すること。

第5 生産情報の開示

認証事業者は、別表1の生産仕様書の右欄に掲げる情報を開示すること。

第6 製造工程の管理

製造工程の管理については、法令の規定によるもののほか、次の定めによるものとする。

- 1 次のいずれかにより衛生管理状況を確認できること。
 - (1) 北海道及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の規定に基づき保健所を設置する市が実施した、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第30条第2項の規定に基づく食品衛生監視員の監視指導を受けた食品衛生監視票の写し。（努力義務項目を除く該当項目の総基準点に対する獲得点数の達成度が80%以上であること。）
 - (2) 北海道HACCP自主衛生管理認証制度に基づく認証の写し。（道産食品認証申請の時点

で有効期間を有しているもの)

- (3) 道の「HACCPに基づく衛生管理導入評価事業」又は札幌市の「札幌市HACCP型衛生管理導入評価制度」に基づく保健所の評価を受け、段階5以上である評価証の写し。(令和3年5月31日までに管轄する保健所長に評価申請されたものまで有効。)
- 2 別表1の左欄に掲げる項目に関して、中欄に掲げる内容の生産仕様書を作成し、当該生産仕様書に基づく管理の結果を記録し、保存すること。
- 3 そば粉及び小麦粉以外の原材料については、次の定めによること。
 - (1) 別表2に掲げる使用基準に適合すること。
 - (2) 検査証明書(規格書)を毎年入手し、保存することとし、入手先を変更した場合は、その都度、新しいものを入手すること。

第7 商品特性の評価

商品特性については、次の定めによるものとする。

- 1 特別の原材料や製造方法、地域特性や機能性など、特徴となる任意の商品特性を一つ以上有する食品であること。
- 2 1の特性は、次に掲げる条件を満たしていること。
 - (1) 客観的な方法により確認できること。
 - (2) 食品の内容物を誤認させるものでないこと。

第8 官能検査

最終の評価判定は、次に定める消費者による嗜好型官能検査(以下「消費者検査」という。)及び専門家による分析型官能検査(以下「専門家検査」という。)の総合評価によるものとする。

- 1 消費者検査
 - (1) 検査は、生そば及び干しそばに区分して実施するものとする。
 - (2) 検査を行うパネルは、25名以上とする。
 - (3) パネルの選定に当たっては、購入するそばの種類、購入の頻度等について、事前にアンケート調査を実施し、調査の結果から性別、年齢層、職業層に極端な偏りが無いこととする。ただし、特定の消費者を対象とした製品であって、事業者の申出があった場合は、パネルの構成を配慮することができるものとする。
 - (4) 検査の前に、検査のコーディネーターからパネルに対し、そばの基礎的知識、評価対象の商品特性、検査方法等について説明した上で検査を実施するものとする。
 - (5) 各パネルが評価対象の食品を試食し、次の表により点数を算出するものとする。

評 価	評価点	評価に当たってのコメント
好ましい	5	
やや好ましい	4	
普通	3	
あまり好ましくない	2	
好ましくない	1	

(6) (5) の評価結果、全パネルの評価点の平均を算出した上で、2の専門家検査に移行するものとする。

2 専門家検査

(1) 検査を行うパネル数は、5名以上の奇数とする。

(2) パネルの選定に当たっては、そばの製造方法、品質及び官能検査に一定の知識と経験を有する者とする。

(3) 検査の前に、検査のコーディネーターからパネルに対し、評価対象の商品特性、検査方法等について説明し、検査を実施するものとする。

(4) 検査は、次の表の左欄に掲げる4項目の評価を行い、すべての項目で右欄に掲げる基準に適合するものを合格とし、パネルの意見が分かれた場合は、多数の評価で合否を判定する。

なお、合否の判定に当たっては、1の消費者検査の結果を尊重するものとする。

外観	色沢、つや、形態が良好であり、表面のはだ荒れ、めん切れ、めん割れがほとんどないこと。
食味	におい、味が良好で、苦味、酸味を感じないこと。
食感	適度なかたさ、歯応えがあり、すべり、喉ごしが良好なこと。
バランス	総合的に食味、食感がまとまっていて、バランスが良好なこと。

附則

1 この基準は、平成17年12月15日から施行する。

附則

1 この基準は、令和3年5月26日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

別表1 生産仕様書

項目	主な内容	左記のうち開示する情報
①商品特性	製品の特徴 確認方法	製品の特徴
②製造工程フロー	使用原材料から製品出荷までのフロー図	
③施設、機械器具	配置図 ゾーニング図 種類、能力、保守点検方法	
④原材料	玄そば及び小麦の仕入先、品種、生産地、受入検査方法、加工方法（ロール挽き、石臼挽きなど） そば粉及び小麦粉の仕入先、受入検査方法	玄そば及び小麦の生産地
	食塩、小麦タンパク、添加物、その他原材料の仕入先、規格書	
⑤原材料の配合割合	そば粉、小麦粉、食塩、小麦タンパク、添加物、その他原材料の配合割合	そば粉の配合割合
⑥混練	混練の方法、使用水の種類	
⑦圧延	圧延の方法	
⑧切り出し	切り出しの方法	
⑨乾燥（干しそばのみ）	温度、時間	
⑩最終検査	出荷前検査（異物）の方法	検査方法
⑪廃棄物処理	廃棄物の保管方法、処理方法	
⑫表示事項	容器包装の記載 認証マーク管理方法	容器包装
⑬不良品及び異常についての処置	不良品及び異常が発生した場合の処理方法 苦情処理方法、回収方法	
⑭管理記録の作成及び保存	記録様式 保存期間	
⑮従業員の衛生管理及び教育訓練	健康管理 衛生管理 従業員研修	

別表2 使用基準

項目	生そば	干しそば
食塩	規定しない。	規定しない。
小麦タンパク	規定しない。	規定しない。
添加物	次のもの以外は使用しないこと。 1 PH調整剤 2 酒精（アルコール）	使用しないこと。
その他原材料	規定しない。	規定しない。